

資料1

総量削減計画(第8次案)及び総量規制基準(改定案)の検討の流れについて
～第1回部会資料4の内容をベースにした整理、見直しの検討スキーム～

1 検討区分

- (1) 国の方針に基づく三重県の総量削減計画(第8次案)
- (2) 総量規制基準(改定案)

2 国の総量削減基本方針

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(伊勢湾)」

1. 削減の目標
2. 目標年度
3. 汚濁負荷量の削減の方途
4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

※H28.9.30 付け環境大臣から各関係都府県あてに通知

<参考>基本方針策定の経緯等

H27.12～ 第8次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会 答申)
関係都府県における平成26年度負荷量の確定

H28.3～ 環境省から県に対し、平成31年度削減目標量の算定等に関する調査依頼
・第7次までの算定方法等と同様に、各項目に関して、主な点源(大規模事業場、下水処理場等)に対する個別調査(将来水質、将来排水量等)や原単位等を用いた面源の試算等により積み上げ。
・大規模事業場以外の点源(指定地域内事業場)の将来水質等の積み上げにあたっては、製品出荷額等の推移(物価指数による補正も考慮)により予測するとともに、小規模や未規制事業場については過去からのトレンド等を参考に予測。

H28.5～H28.9 環境省と関係都府県との間で、試算等に関する詳細調整及び正式な文書協議に先立って、素案による事前協議(調整)を実施しながら、平成28年9月上旬に正式協議(意見聴取)

3 具体的な整理、見直しの検討スキーム

(1) 総量削減計画(第8次案)

※第1回部会資料から抜粋

検討の視点(ポイント)

(1) 総量削減計画の骨子(方向性)の検討

- ・三重県の第7次総量削減計画(平成24年2月)の内容をベースに、国の総量削減基本方針(H28.9.30)や「第8次水質総量削減の在り方について(H27.12 中央環境審議会 答申)」の記載内容等を踏まえて、三重県の独自性(地域特性や重点的な取組等)も十分考慮して整理します。
- ・特に、削減目標量達成のための方途については、できる限り具体的な対策、取組等を盛り込むとともに、同じ伊勢湾流域である岐阜県や愛知県の総量削減計画等に関する検討内容にも注視しながら、とりまとめを行います。

※国の総量削減基本方針における三重県の削減目標量は次のとおり

削減目標量及び実績(三重県)

年度 項目	平成 31 年度削減目標量 (t/日)		平成 26 年度実績 (t/日)	
		対 H26 実績	[]* は 7 次の削減目標量	
COD	25 (≒25.0)	▲1.4	26 (≒26.4)	[27]*
窒素	22 (≒21.7)	▲0.7	22 (≒22.4)	[22]*
りん	1.6 (≒1.64)	▲0.1	1.7 (≒1.74)	[1.7]*

①見直しのための対照表「たたき台」の整理(県8次案、県7次、国8次方針)

- ・現在の計画(県7次)の内容をベースに、H28.9 国の基本方針や H27.12 中央環境審議会の答申内容等を踏まえて、項目や記載内容を追加、修正
- ・特に、削減目標量達成のための方途の見直しにあたっては、県庁内の関係所属等へも事前に意見照会を実施のうえ、精査 >>> **資料2**を参照

②三重県における発生源別の削減目標量の設定

- ・H28.9 国の基本方針で示された県別の削減目標量、第7次の目標年度(平成26年度)の実績等も踏まえ、三重県における発生源別の削減目標量を推計するとともに、その妥当性を精査(生活系、産業系、その他系)

◆COD

年度 項目	平成 26 年度実績 (t/日)	平成 27 年度実績 (t/日) ※速報	平成 31 年度 推計 (t/日)	H31/H26
生活系	12 (≒12.3)	12 (≒11.8)	11 (≒10.9)	0.89
産業系	11 (≒10.9)	11 (≒10.6)	11 (≒10.8)	0.99
その他系	3 (≒3.2)	3 (≒3.1)	3 (≒3.3)	1.03

◆窒素

年度 項目	平成 26 年度実績 (t/日)	平成 27 年度実績 (t/日) ※速報	平成 31 年度 推計 (t/日)	H31/H26
生活系	7 (≒7.1)	7 (≒7.0)	7 (≒6.5)	0.92
産業系	5 (≒4.9)	5 (≒4.6)	5 (≒4.8)	0.98
その他系	10 (≒10.4)	10 (≒10.3)	10 (≒10.4)	1.00

◆りん

年度 項目	平成 26 年度実績 (t/日)	平成 27 年度実績 (t/日) ※速報	平成 31 年度 推計 (t/日)	H31/H26
生活系	0.8(≒0.79)	0.8(≒0.78)	0.7(≒0.71)	0.90
産業系	0.6(≒0.64)	0.6(≒0.60)	0.6(≒0.62)	0.97
その他系	0.3(≒0.32)	0.3(≒0.30)	0.3(≒0.32)	1.00



◆負荷量合計(推計)

年度 項目	平成 26 年度実績 (t/日)	平成 27 年度実績 (t/日) ※速報	平成 31 年度 推計 (t/日)	H31/H26
COD	26 (≒26.4)	26 (≒25.6)	25 (≒25.0)	0.95
窒素	22 (≒22.4)	22 (≒22.0)	22 (≒21.7)	0.97
りん	1.7(≒1.74)	1.7(≒1.69)	1.6(≒1.64)	0.94

主に生活排水処理施設の整備促進等、「生活系」の汚濁発生源対策により10%程度、
 総量規制基準の改定や小規模事業場対策等、「産業系」の汚濁発生源対策により数%程度、
 各項目の削減を見込む（※なお、窒素は「その他系」の割合が大きい）

(2) 総量規制基準(改定案)

○H28.9 環境省告示の内容確認

- ・時期区分(COD は「3段階 Co,Ci,Cj」、窒素、りんは「2段階 Co,Ci」)→ 変更なし
- ・業種等の区分→ 変更なし(大きくは215の区分で、項目によっては細分化)

※県独自で排水量の規模等に応じて、さらに細分化している区分有り

※第1回部会資料から抜粋

検討の視点(ポイント)

(2) 総量規制基準の改定方法の検討

- ・「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について(中央環境審議会答申)」の内容を踏まえ、基本的には、C 値の見直しが行われた業種その他の区分について、具体的な基準(数値設定)の改定可能性を検討します。

関係都府県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(H28 環境省告示)」に定められた範囲内において業種その他の区分ごとに総量規制基準を定める必要があります。

- ・必要に応じて、該当業種等に係る工場、事業場へのアンケート調査やヒアリング等の実施しながら、水質の状況把握及び基準の妥当性等を検討します。

○業種等の区分ごとに、C 値の見直し案の整理(改定可能性の検討、数値設定等)

- ① 国が範囲を見直していない区分 → 設定変更なし
- ② 国が範囲を見直した区分(上限値の引き下げ) → 見直し検討一覧を整理

>>> **資料3**を参照

その上で、次の分類で仕分けを実施

- ②-1 今回、「(新)上限値」を超過した区分→ **最重点 A 見直し(変更)必須**
- ②-2 今回、「(新)上限値」に達した区分→ **重点 B 見直し(変更)検討要**
- ②-3 今回の見直しでも「(新)上限値」に達していない区分→ 基本、変更なし
- ②-4 既に「下限値」が設定されている区分 →変更なし

③ 仕分け後の、②-1及び②-2について、業種等の区分ごとに詳細整理

>>> **資料4**を参照

- ・これまでに指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮が必要
- ・なお、見直しの対象であって、現在対象事業場の存在しない区分については、基本「下限値」を採用(新設の事業場については、現状において、適用可能な最善の技術レベルの導入が可能であるため)

④ **最重点 A 見直し(変更)必須**、又は、**重点 B 見直し(変更)検討要**については、見直しの妥当性を個別に判断する必要があるため、検討対象となる業種等の区分における使用原材料、処理工程、排水処理方式、負荷量排出実績や同一業種の水質実態、その他関連事項(既存事業所数、排水量等)にも留意のうえ、精査

・使用原材料の性状等を考慮

除去効率の低い原材料(特に、窒素やりんを多く含む原材料)を多く使用している場合、更なる対策は困難

・中小企業事業者への配慮

一部の業種等の区分については、中小企業事業者への配慮のため、排水量の規模等に応じて、段階的な基準を設定

・その他

最近の負荷量排出実績(発生負荷量調査での報告データ等)についても、必要に応じて、検討材料として活用

>>> **資料5**を参照

⑤ 必要に応じて、見直し対象業種等に係る工場、事業場については、アンケート調査やヒアリング等による実態把握も行い、C 値見直し案を整理

>>> **資料6**を参照

【参考】

H28.9 環境省告示の記載例(窒素)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等 の区 分	第7次における C値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限	上限	下限	上限
◇	○○○業で△△に係るもの	Cno	15	45	15	35
		Cni	10	15	10	15
◆	●●●業で▲▲に係るもの	Cno	15	30	15	25
		Cni	10	15	10	15

現在(H24) 三重県告示の記載例(窒素)

項番号	業種その他の区分	特定排 出水量 の区分	窒素含有量(単位1リット ルにつきミリグラム)	
			Cn及び Cnoの値	Cniの値
◇	○○○業で△△に係るもの		40	15
◆	●●●業で▲▲に係るもの		15	10



見直し後(H29 予定) 三重県告示の記載例(窒素)

項番号	業種その他の区分	特定排 出水量 の区分	窒素含有量(単位1リット ルにつきミリグラム)	
			Cn及び Cnoの値	Cniの値
◇	○○○業で△△に係るもの		40→ **	15
◆	●●●業で▲▲に係るもの		15	10

** : 35 以下で設定必要